

# 毎月勤労統計調査について

## I 調査の概要

毎月勤労統計調査全国調査は、日本標準産業分類に基づく 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕に属する常用労働者 5 人以上の事業所を対象に、賃金、労働時間及び雇用の変動を把握する調査である。調査対象事業所は、常用労働者 5 人以上の約 190 万事業所（経済センサス-基礎調査）から抽出した約 33,000 事業所である。

## II 用語の定義

### 1 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

- ・現金給与総額

以下に述べるきまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。

- ・きまって支給する給与（定期給与）

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

- ・所定内給与

きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

- ・所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

- ・特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ②支給事由の発生が不定期なもの
- ③3 か月を超える期間で算定される手当等（6 か月分支払われる通勤手当等）
- ④いわゆるベースアップの差額追給分

### 2 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

- ・総実労働時間数

次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

- ・所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。

- ・所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。

- ・出勤日数

業務のため実際に出勤した日数。1 時間でも就業すれば 1 出勤日とする。

### 3 常用労働者

事業所に使用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
- ② 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者

のいずれかに該当する者のことをいう。

#### ・一般労働者

常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者

#### ・パートタイム労働者

常用労働者のうち、

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

のいずれかに該当する者のことをいう。

## III 統計について

### 1 年平均統計について

#### ア 実数統計

各月の実数統計（現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表した統計）の年平均については、1月から12月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することによって算出している。

#### イ 指数

指数の年平均については、各月の指数の合計を12で除して（単純平均）算出している。

### 2 時系列データ利用上の注意事項

#### ア ギャップ修正

時系列データの安定性を確保するため、概ね3年ごとに調査対象事業所（規模30人以上事業所）の抽出替えを行い、その間、同一事業所に対して継続して調査を実施している。

そのため、抽出替えを実施した際に、新旧の調査対象事業所が入れ替わったことにより生じたギャップを調整し、指数については過去に遡って修正し、増減率等もそれに基づき修正している。従って、時系列比較をする際には、指数を用いられない。

#### イ 事業所規模

平成2年1月分から調査方法・集計方法を変え、それまで規模30人以上事業所に関する統計を主体に作成していたものを、規模5人以上事業所に関する統計を主体とするものとし、5人以上規模についても指数、増減率を作成・公表するようにした。

しかし、平成元年以前は5人以上規模に関する指数、増減率等がないので、平成元年以前と比較する便を考え、30人以上事業所に関する統計も併せて掲げている。

#### ウ 産業

日本標準産業分類の改定（平成19年11月改定）に伴い、平成22年1月分速報公表時から同分類に基づき表章している。調査産業計の統計は、昭和45年1月分（増減率は昭和46年1月分）まで遡ることができる。

#### エ 就業形態

平成2年1月分から就業形態別（一般・パート別）の常用労働者数及び雇用指数、平成5年1月分から就業形態別の賃金、労働時間についての実数及び指数を作成・公表している。